

第3回嬉野市議会定例会議案

平成25年9月2日提出

嬉 野 市

報告番号	提出年月日	報告名	頁
8	平成25年9月2日	平成24年度嬉野市一般会計継続費精算報告書について	1
9	〃	平成24年度嬉野市健全化判断比率の報告について	3
10	〃	平成24年度嬉野市資金不足比率の報告について	4

議案番号	提出年月日	議案名	頁
81	平成25年9月2日	嬉野市子ども・子育て会議条例について	5
82	〃	嬉野市税条例の一部を改正する条例について	8
83	〃	嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	16
84	〃	嬉野市体育施設条例の一部を改正する条例について	19
85	〃	嬉野市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について	22
86	〃	嬉野市都市公園条例の一部を改正する条例について	24
87	〃	嬉野市公園条例の一部を改正する条例について	27
88	〃	市道路線の認定について	30
89	〃	平成25年度嬉野市一般会計補正予算（第5号）	別冊
90	〃	平成25年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	〃
91	〃	平成25年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計補正予算（第2号）	〃
92	〃	平成24年度嬉野市一般会計歳入歳出決算認定について	〃
93	〃	平成24年度嬉野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	〃
94	〃	平成24年度嬉野市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	〃
95	〃	平成24年度嬉野市農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について	〃
96	〃	平成24年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計歳入歳出決算認定について	〃
97	〃	平成24年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計歳入歳出決算認定について	〃

議案 番号	提出年月日	議 案 名	頁
98	平成25年9月2日	平成24年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計歳入歳出決算認定について	別冊
99	"	平成24年度嬉野市嬉野温泉公衆浴場施設特別会計歳入歳出決算認定について	"
100	"	平成24年度嬉野市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について	"

報告第8号

平成24年度嬉野市一般会計継続費精算報告書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第2項の規定により報告する。

平成25年9月2日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

平成24年度嬉野市一般会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全体計				実績				比較							
				年割額	左の財源内訳			支出済額	左の財源内訳	年割額と支出済額の差	左の財源内訳			年割額と支出済額の差	左の財源内訳				
					特	定					特	定			特	定			
						国県支出金	地方債					その他	国県支出金			地方債	その他	国県支出金	地方債
			23	91,700,000	円	69,800,000	円	21,900,000	円	89,165,000	円	89,165,000	円	21,465,000	円	8,535,000	円	435,000	円
8 土木費	2 道路橋りょう費	嬉野橋補修補強事業	24	34,300,000		32,500,000		1,800,000		42,718,450		2,218,450		△ 8,418,450		△ 8,000,000		△ 418,450	
			計	126,000,000		102,300,000		23,700,000		125,883,450		23,683,450		116,550		100,000		16,550	

款	項	事業名	年度	全体計画						実績						比較						
				左の財源内訳			左の財源内訳			支出済額	左の財源内訳			年割額と支出済額の差	左の財源内訳			左の財源内訳				
				年割額	特	定	財	債	源		其他	一般財源	国県支出金		地方債	其他	国県支出金	地方債	其他	一般財源	国県支出金	地方債
				円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
8	土木費	4 都市計画費	23	153,960,000	75,925,000	72,000,000	6,025,000	103,097,500	50,500,000	47,900,000	4,697,500	4,697,500	50,852,500	25,425,000	24,100,000	1,327,500						
			24	144,250,000	37,000,000	98,800,000	8,450,000	195,046,850	62,425,000	121,000,000	11,621,850	50,796,850	25,425,000	22,200,000								
			計	298,200,000	112,925,000	170,800,000	14,475,000	298,144,350	112,925,000	168,900,000	16,319,350	55,650	1,900,000									
10	教育費	4 社会教育費	23	3,900,000	2,652,000		1,248,000	3,900,000	2,652,000		1,248,000											
			24	3,975,000	2,703,000		1,272,000	3,975,000	2,703,000		1,272,000											
			計	7,875,000	5,355,000		2,520,000	7,875,000	5,355,000		2,520,000											

報告第9号

平成24年度嬉野市健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年6月22日法律第94号）第3条第1項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

平成25年9月2日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	9.5	37.6

※「—」は比率が算定されないことを表している。

報告第10号

平成24年度嬉野市資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年6月22日法律第94号）第22条第1項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

平成25年9月2日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

特別会計の名称	資金不足比率 (%)	備 考
嬉野市水道事業会計	—	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第17条第1号の規定により事業の規模を算定
嬉野市農業集落排水特別会計	—	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第17条第3号の規定により事業の規模を算定
嬉野都市計画下水道事業 嬉野市公共下水道事業費特別会計	—	〃
嬉野市嬉野温泉公衆浴場施設 特別会計	—	〃

※「—」は比率が算定されないことを表している。

議案第81号

嬉野市子ども・子育て会議条例について

嬉野市子ども・子育て会議条例を別紙のように制定する。

平成25年9月2日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 子ども・子育て支援法第77条の規定に基づく合議制の機関を設置するため、
条例を制定する必要がある。

嬉野市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。次条第2項において「法」という。)第77条の規定に基づき、合議制の機関として、嬉野市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(組織)

第2条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 子ども・子育て会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 子どもの保護者(法第6条第1項に規定する子どもの保護者(同条第2項に規定する保護者をいう。)をいう。)
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 子ども・子育て支援(法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。)に関する事業に従事する者
- (4) 民生委員・児童委員を代表する者
- (5) 学校を代表する者
- (6) 市職員その他市長が適当と認める者

(委員の任期)

第3条 子ども・子育て会議の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、議事の手続その他子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 82 号

嬉野市税条例の一部を改正する条例について

嬉野市税条例（平成 18 年嬉野市条例第 51 号）の一部を別紙のように改正する。

平成 25 年 9 月 2 日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 地方税法の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 3 号）等の施行に伴い、
条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市税条例の一部を改正する条例

嬉野市税条例（平成18年嬉野市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第34条の7第2項中「第314条の7第2項」の次に「（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

第47条の2第1項中「を当該年度の」の次に「初日の属する年の」を加え、同項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とする。

第47条の5第1項中「当該年度の前年度において第47条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収された年金所得に係る特別徴収税額に相当する額」を「当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収した場合においては、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額）の2分の1に相当する額」に改める。

附則第3条の2中「、第52条」を削り、「延滞金の」の次に「年14.6パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ」に、「その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を「その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合」に改め、同条に次の1項を加える。

2 当分の間、第52条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

附則第4条第1項中「日本銀行法」の次に「（平成9年法律第89号）」を加え、「（以下この項」を「（当該期間内に前条第2項の規定により第5.2条に規定する

延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項」に、「到来する場合には、」を「到来する場合における」に、「前条」を「前条第2項」に改める。

附則第4条の2中「第9項」を「第10項」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「平成35年度」を「平成39年度」に、「平成25年」を「平成29年」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に改める。

附則第7条の4中「附則第19条第1項」の次に「、附則第19条の2第1項」を加え、「附則第5条の5第2項」の次に「（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第16条の3の見出し中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条第1項中「及び次項」及び「において、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第4項に規定する申告書を提出したとき」を削り、「配当所得については、同条第1項」を「利子所得及び配当所得については、第33条第1項」に、「配当所得の金額（以下）」を「利子所得の金額及び配当所得の金額として令附則第16条の2の11第3項で定めるところにより計算した金額（以下）」に、「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額」に、「課税配当所得」を「課税配当所得等」に改め、同条第2項中「市民税」を「前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第4項に規定する申告書を提出した場合に限り適用するものとし、市民税」に、「上場株式等の配当等」を「特定上場株式等の配当等」に改め、同条第3項第1号、第3号及び第4号中「配当所得」を「配当所得等」に改める。

附則第17条の2第3項中「又は第37条の9の2から第37条の9の5まで」を「、第37条の9の4又は第37条の9の5」に改める。

附則第19条の見出し中「株式等」を「一般株式等」に改め、同条第1項中「株式等に」を「一般株式等に」に、「附則第18条第6項」を「附則第18条第5項」に改め、「当該市民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第33条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。」を削り、「第2項第1号」を「次項第1号」に改め、同条第2項第1号、第3号及び第4号中「株式等」を「一般株式等」に改める。

附則第19条の2を次のように改める。

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第19条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該上場株式等に係る譲渡所得等については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条の2第5項に定めるところにより計算した金額（当該市民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第33条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（次項において準用する前条第2項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前条第2項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第2項中「附則第19条第1項」とあるのは「附則第19条の2第1項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「租税特別措置法」とあるのは「租税特別措置法第37条の11第6項の規定により読み替えて準用される同法」と読み替えるものとする。

附則第19条の3から第20条までを削る。

附則第20条の2第2項中「附則第20条の2第1項」を「附則第20条第1項」に改め、同条を附則第20条とする。

附則第20条の3を削る。

附則第20条の4第2項中「附則第20条の4第1項」を「附則第20条の2第1項」に改め、同条第5項第1号中「附則第20条の4第3項」を「附則第20条の2第3項」に改め、同項第2号中「附則第20条の4第3項」を「附則第20条の2第3項」に、「附則第20条の4第4項」を「附則第20条の2第4項」に改め、同項第3号中「附則第20条の4第3項」を「附則第20条の2第3項」に改め、「に係る」の次に「利子所得の金額又は」を加え、同項第4号中「附則第20条の4第3項」を「附則第20条の2第3項」に改め、同条第6項中「附則第20条の4第3項」を「附則第20条の2第3項」に改め、同条を附則第20条の2とする。

附則第20条の5を削る。

附則第22条の2の見出し中「延長」を「延長等」に改め、同条第1項を次のように改める。

その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。次項において同じ。)により滅失(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号。以下この条及び次条において「震災特例法」という。)第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項及び次項において同じ。)をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等(同条第1項に規定する土地等をいう。次項において同じ。)の譲渡(震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。次項において同じ。)をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、附則第17条、附則第17条の2、附則第17条の3又は附則第18条の規定を適用する。

附則第17条第1項	第35条第1項	第35条第1項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第11条
-----------	---------	--

		の6第1項の規定により適用される場合を含む。)
	同法第31条第1項	租税特別措置法第31条第1項
附則第17条の2第3項	第35条の2まで、第36条の2、第36条の5	第34条の3まで、第35条(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)、第35条の2、第36条の2若しくは第36条の5(これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)
附則第17条の3第1項	租税特別措置法第31条の3第1項	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項
附則第18条第1項	第35条第1項	第35条第1項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)
	同法第32条第1項	租税特別措置法第32条第1項

附則第22条の2第2項中「前項の規定は、同項」を「前2項の規定は、これら」に、「、前項」を「、これら」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者(以下この項において「被相続人」という。)の相続人(震災特例法第11条の6第2項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。)が、当該滅失をした旧家屋(同条第2項に規定する旧家屋をいう。以下この項において

同じ。)の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合(当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。)における当該土地等(当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなった時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。)の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として令附則第27条の2第4項で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第17条、附則第17条の2、附則第17条の3又は附則第18条の規定を適用する。

附則第23条第1項中「附則第45条第3項」を「附則第45条第4項」に、「法附則第5条の4の2第5項」を「法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」に、「附則第5条の4の2第5項」と、「附則第5条の4の2第6項」と、「に改め、同条第2項中「第13条の2第1項から第5項」を「第13条の2第1項から第6項」に、「附則第45条第4項」を「附則第45条第5項」に、「法附則第5条の4の2第5項」を「法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」に、「適用される法附則第5条の4の2第5項」を「適用される法附則第5条の4の2第6項(法附則第45条第6項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成26年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第7条の3の2及び第23条の改正規定並びに附則第3条第3項の規定 平成27年1月1日
- (2) 附則第3条第4項の規定 平成28年1月1日
- (3) 第47条の2第1項及び第47条の5第1項の改正規定並びに附則第3条第5項の規定 平成28年10月1日

(4) 附則第7条の4第1項改正規定の後段、附則第16条の3及び第19条から第20条の5までの改正規定並びに附則第3条第6項の規定 平成29年1月1日

(延滞金に関する経過措置)

第2条 改正後の嬉野市税条例（以下「新条例」という。）附則第3条の2の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 新条例附則第4条の2の規定は、平成26年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成25年度までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第22条の2第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が平成25年1月1日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡について適用する。

3 新条例附則第23条の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 平成28年1月1日前に発行された旧租税特別措置法第41条の12第7項に規定する割引債（同条第9項に規定する特定短期公社債を除く。）について支払を受けるべき同条第7項に規定する償還差益に対して課する個人の市民税については、なお従前の例による。

5 新条例第47条の2及び第47条の5の規定は、平成28年10月1日以後の地方税法第317条の2第1項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収について適用し、同日前の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収については、なお従前の例による。

6 新条例附則第7条の4、第16条の3及び第19条から第20条の2までの規定中個人の市民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

議案第 83 号

嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

嬉野市国民健康保険税条例（平成 18 年嬉野市条例第 161 号）の一部を別紙の
ように改正する。

平成 25 年 9 月 2 日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 地方税法の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 3 号）等の施行に伴い、
条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

嬉野市国民健康保険税条例（平成18年嬉野市条例第161号）の一部を次のように改正する。

第26条第2項に後段として次のように加える。

この場合において、前項第1号に該当する者のうち、納期限前7日までに申請書を提出することが困難と認められるもの、又は同項第3号に該当する者に係る申請書の提出についてのこの項前段の規定の適用については、「納期限前7日までに次に」とあるのは、「次に」とする。

附則第5項の見出し中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同項中「配当所得」を「配当所得等」に、「配当所得の金額」と、「同条」を「配当所得等の金額」と、「同条」に、「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得」を「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等」に改め、「配当所得の金額」とする」を「配当所得等の金額」とする」に改める。

附則第8項の見出し中「株式等」を「一般株式等」に改め、同項中「特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第6項の株式等」を「特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等」に、「第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第6項に規定する株式等」を「第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等」に、「同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第6項に規定する株式等」を「同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等」に改め、「附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とする」を「附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする」に改める。

附則第9項を次のように改める。

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有す

る場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

附則第10項及び附則第11項を削る。

附則第12項を附則第10項とする。

附則第13項を削る。

附則第14項を附則第11項とする。

附則第15項を附則第12項とする。

附則第16項中「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改め、同項を附則第13項とする。

附則第17項を附則第14項とする。

附則第18項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、附則第5項及び第8項から第18項までの改正規定は、平成29年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 次項に定めるものを除き、改正後の嬉野市国民健康保険税条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税に適用し、平成25年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

3 新条例附則第5項及び第8項から第14項までの規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用する。

議案第84号

嬉野市体育施設条例の一部を改正する条例について

嬉野市体育施設条例（平成18年嬉野市条例第89号）の一部を別紙のように改正する。

平成25年9月2日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 施設の管理を指定管理者の管理とすることができるよう、条例を改正する必要がある。

嬉野市体育施設条例の一部を改正する条例

嬉野市体育施設条例（平成18年嬉野市条例第89号）の一部を次のように改正する。

第16条を次のように改める。

（指定管理者による管理）

第16条 体育施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により体育施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条第1項中「嬉野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」とあるのは「指定管理者」と、第12条及び第13条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第4条第2項、第5条から第8条まで及び第10条の規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第12条、第13条及び第15条中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

第18条を第21条とし、第17条を第20条とし、第16条の次に次の3条を加える。

（指定管理者の指定の手續）

第17条 指定管理者の指定の手續については、嬉野市公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例（平成18年嬉野市条例第63号）の定めるところによる。

（指定管理者の業務）

第18条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- （1）体育施設の利用に関する業務
- （2）体育施設及び設備の維持管理に関する業務
- （3）前2号に掲げるもののほか、体育施設の管理運営に関して市長が必要と認める業務

（利用料金）

第19条 第11条の規定にかかわらず、第16条第1項の規定により体育施設の管理を指定管理者に行わせる場合にあつては、体育施設の利用者は、指定管理者に対し利用料金を納めなければならない。

2 利用料金の額は、別表第1から別表第4までに定める額を上限として、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。

- 3 市長は、利用料金を指定管理者の収入として収受させることができる。
- 4 指定管理者は、市長が別に定める場合に限り、利用料金の全部または一部を免除し、又は還付することができる。

別表第1から別表第4までの規定中「(第11条関係)」を「(第11条、第19条関係)」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の嬉野市体育施設条例の規定により許可されたものについては、なお従前の例による。

議案第 85 号

嬉野市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

嬉野市後期高齢者医療に関する条例（平成 20 年嬉野市条例第 2 号）の一部を別紙のように改正する。

平成 25 年 9 月 2 日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 地方税法の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 3 号）等の施行に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

嬉野市後期高齢者医療に関する条例（平成20年嬉野市条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第3条中「延滞金の」の次に「年14.6パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ」に、「その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てた割合）を「その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の附則第3条の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

議案第 86 号

嬉野市都市公園条例の一部を改正する条例について

嬉野市都市公園条例（平成 18 年嬉野市条例第 135 号）の一部を別紙のように改正する。

平成 25 年 9 月 2 日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 都市公園の管理を指定管理者の管理とすることができるよう、条例を改正する必要がある。

嬉野市都市公園条例の一部を改正する条例

嬉野市都市公園条例（平成18年嬉野市条例第135号）の一部を次のように改正する。

第19条を第23条とし、第18条を第22条とし、第17条の次に次の4条を加える。

（指定管理者による管理）

第18条 別表第4に掲げる都市公園の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により都市公園の管理を指定管理者に行わせる場合は、第3条及び第6条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第11条、第12条及び第15条の規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

（指定管理者の指定の手續）

第19条 指定管理者の指定の手續については、嬉野市公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例（平成18年嬉野市条例第63号）の定めるところによる。

（指定管理者の業務）

第20条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- （1）都市公園の利用に関する業務
- （2）都市公園の施設及び設備の維持管理に関する業務
- （3）前2号に掲げるもののほか、都市公園の管理運営に関して市長が必要と認める業務

（利用料金）

第21条 第11条の規定にかかわらず、第18条第1項の規定により都市公園の管理を指定管理者に行わせる場合にあっては、都市公園の利用者は、指定管理者に対し利用料金を納めなければならない。

2 利用料金の額は、別表第2及び別表第3に定める額を上限として、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。

3 市長は、利用料金を指定管理者の収入として收受させることができる。

4 指定管理者は、市長が別に定める場合に限り、利用料金の全部又は一部を免除し、又は還付することができる。

別表第2及び別表第3中「(第11条関係)」を「(第11条、第21条関係)」に改める。

別表第3の次に次の1表を加える。

別表第4 (第18条関係)

指定管理者による管理を行うことができる公園名
嬉野総合運動公園 (御幸 ^{みゆき} 公園)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の嬉野市都市公園条例の規定により許可されたものについては、なお従前の例による。

議案第87号

嬉野市公園条例の一部を改正する条例について

嬉野市公園条例（平成18年嬉野市条例第136号）の一部を別紙のように改正する。

平成25年9月2日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 公園の管理を指定管理者の管理とすることができるよう、条例を改正する必要がある。

嬉野市公園条例の一部を改正する条例

嬉野市公園条例（平成18年嬉野市条例第136号）の一部を次のように改正する。

第17条を第21条とし、第16条を第20条とし、第15条を第19条とし、第14条の次に次の4条を加える。

（指定管理者による管理）

第15条 公園の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により公園の管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条、第5条及び第9条第2項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、同項中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

（指定管理者の指定の手續）

第16条 指定管理者の指定の手續については、嬉野市公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例（平成18年嬉野市条例第63号）の定めるところによる。

（指定管理者の業務）

第17条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

（1）公園の利用に関する業務

（2）公園の施設及び設備の維持管理に関する業務

（3）前2号に掲げるもののほか、公園の管理運営に関して市長が必要と認める業務

（利用料金）

第18条 第9条の規定にかかわらず、第15条第1項の規定により公園の管理を指定管理者に行わせる場合にあっては、公園の利用者は、指定管理者に対し利用料金を納めなければならない。

2 利用料金の額は、別表第1及び別表第2に定める額を上限として、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。

3 市長は、利用料金を指定管理者の収入として収受させることができる。

4 指定管理者は、市長が別に定める場合に限り、利用料金の全部又は一部を免除し、又は還付することができる。

別表第1中「（第7条、第9条関係）」を「（第7条、第9条、第18条関係）」に

改める。

別表第2中「(第9条関係)」を「(第9条、第18条関係)」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の嬉野市公園条例の規定により許可されたものについては、なお従前の例による。

議案第88号

市道路線認定について

下記のとおり市道路線の認定をする。

記

整理 番号	路線名	起 点 終 点
1	新幹線嬉野温泉駅1号線	嬉野町大字下宿字三本杉 嬉野町大字下宿字三本杉

平成25年9月2日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決が必要である。

